

公共工事に係る請負代金債権の譲渡を活用した融資制度等について

中小・中堅建設会社における資金調達の支援策として、公共工事に係る請負代金債権の譲渡を活用した下請セーフティネット債務保証事業及び地域建設業経営強化融資制度が導入されているところです。
防衛省においても、受注者が同制度を活用出来るよう取扱いを定め、平成30年4月から運用を開始したのでお知らせします。

対象企業

資本の額又は出資の総額が20億円以下、又は常時使用する従業員の数が1,500人以下の建設業者

対象工事

防衛省が発注する工事のうち、以下の工事を除きます。

- (1) 他省庁等からの支出委任工事
- (2) 以下の工事を除く、国庫債務負担行為及び歳出予算の繰越し等工期が複数年度にわたる工事
 - ア 国庫債務負担行為の最終年度の工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事
 - イ 財務大臣の承認を経て前年度から繰り越された工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事
 - ウ 国庫債務負担行為に係る工事又は財務大臣の承認を経て繰り越される工事であって、債権譲渡の承諾申請時点において、次年度に工期末を迎え、かつ残工期が1年未満である工事（この場合、債権譲渡は一括して行うこととし、年度ごとの分割譲渡は認めない。）（地域建設業経営強化融資制度に限る。）
- (3) 発注者が役務的保証を必要とする工事
- (4) 受注者が公共工事履行保証証券による保証を付した工事
- (5) 予算決算及び会計令第86条第1項の調査の対象となった者と契約した工事
- (6) その他受注者の施工する能力に疑義が生じているなど債権譲渡の承諾に不適当な事由がある工事

債権譲渡の承諾

受注者が債権譲渡を行うにあたっては、建設工事請負契約書に基づき、発注者の承諾を得る必要があります。

参考

制度の概要について、以下のホームページでも確認できます。

(国土交通省ホームページ)

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk2_000011.html

(一般財団法人建設業振興基金ホームページ)

<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/saimu/>